

発議第4号

令和6年9月10日

対馬市議会議長 初村 久藏 様

提出者 対馬市議会議員 小 宮 教 義

賛成者 対馬市議会議員 島 居 真 吾

国境、対馬市平和の日条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条第1項及び会議規則第14条の規定により提出します。

国境、対馬市平和の日条例(案)

令和 6 年 10 月 日
条例第 号

(目的)

第 1 条 対馬市は、古来より海の海道として、大陸と日本国との文化交流の架け橋をなしてきた。今年、元寇 750 年となる、この戦いで国境離島を死守する為、多くの犠牲を払った、近年、イスラエル、ウクライナ戦争等が絶えない、日本国憲法に謳う世界平和は人類普遍の原理である、ここに歴史の史実を確認し過去の戦を顧みて国境対馬より平和の日を定める。

(平和の日)

第 2 条 国境、対馬市平和の日は、11月2日とする。

(事業等の実施)

第 3 条 市は、国境、対馬市平和の日を中心とした事業を実施する。

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。